

平成18年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 鈴木茂晴
(コード番号 8601 東証・大証・名証(第1部))

大和証券株式会社に対する金融庁による行政処分について

本年11月22日、弊社の子会社である大和証券株式会社の業務に関し、証券取引等監視委員会から金融庁に対し行政処分を求める勧告が行われておりましたが、本日、大和証券株式会社は、別紙「金融庁による行政処分について」のとおり金融庁より行政処分を受けました。処分の内容は、同社の姫路支店における一部業務の停止（2営業日）命令ならびに業務改善命令及び是正命令です。

この度の行政処分を厳粛に受け止めますとともに、グループ全体の法令遵守と内部管理を徹底し信頼の回復に努めて参る所存です。

弊社株主の皆様ならびに関係の皆様にご迷惑をおかけ致しましたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上

各 位

平成18年12月1日

大和証券株式会社

金融庁による行政処分について

本年11月22日、弊社の業務に関し、証券取引等監視委員会から金融庁に対し行政処分を求める勧告が行われておりましたが、本日、弊社は、金融庁より下記のとおり業務停止命令ならびに業務改善命令及び是正命令を受けました。

今回の行政処分を厳粛に受け止めますとともに、お客様ならびに関係の皆様にご迷惑をおかけ致しましたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

記

行政処分の内容

1. 業務停止命令

平成18年12月19日から同年12月20日までの間、姫路支店の業務のうち証券取引法第166条の規制の対象となる有価証券の売買(注)に係る受託業務(当局が個別に認めたものを除く。)の停止。

(注) 株券、社債券、新株予約権証券、優先出資証券、外国証券、預託証券及びこれらのオプションを表示する有価証券などの「特定有価証券等」が対象となります。また、これらの特定有価証券等を対象とする先物取引、オプション取引等のデリバティブ取引も売買に含まれます。

2. 業務改善命令及び是正命令

- ① 姫路支店における内部管理体制の抜本的な見直しを図ること。
- ② 今回の行政処分の原因となった事実に係る責任の所在の明確化を図ること。
- ③ 当社の支店における内部管理体制のあり方について検証するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。
- ④ 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること。

3. 上記2については、その対応状況を平成19年1月4日(木)までに書面にて提出すること。

弊社は、当該命令に基づき、今後の再発防止のための業務改善報告書を早急に策定し、金融庁に提出する予定です。またその内容につきましては、社内処分を含め、改めてご報告申し上げます。

弊社におきましては、法令遵守と内部管理を徹底し、信頼の回復に努めて参る所存です。

以 上